

安 全 運 転 管 理 者 業 務
～ Q & A ～

新 潟 県 警 察

目 次

Q 1	法規則改正の趣旨	1
Q 2	法規則改正の内容	1
Q 3	酒気帯びの有無の確認業務の対象となる企業	2
Q 4	酒気帯びの有無の確認を行わなかったことに対する罰則	2
Q 5	「社有地」や「私有地」を運転する場合の確認	2
Q 6	事業所の全従業員に対する確認の必要性等	2
Q 7	安全運転管理者が不在の場合の確認の方法	3
Q 8	車両を運転する都度の確認の必要性	3
Q 9	「運転者の状態を目視等により確認する」とは	4
Q10	対面による確認が困難な場合の実施方法	4
Q11	直行直帰時の確認の必要性	4
Q12	早朝や深夜に運転を開始・終了する場合の確認	4
Q13	他の事業所を拠点にして車を運転する場合の確認方法	5
Q14	「酒気帯びの有無の記録」とは	5
Q15	酒気帯びの有無の確認内容の記録様式、記録の点検義務	5
Q16	酒気帯びの有無の確認内容のデータ管理	6
Q17	アルコール検知器の性能	6
Q18	「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは	6
Q19	アルコール検知器使用時における目視等による確認	7
Q20	個人で購入したアルコール検知器の使用	7
Q21	確認前に手指消毒剤を使用した場合の影響	7
Q22	「点呼による確認及び必要な指示を行う」事項とは	7
Q23	「点呼による確認及び必要な指示を行う」時期	8
Q24	国の認定を受けた機器を使用した自動点呼について	8

安全運転管理者業務

～Q & A～

以下の「Q & A」は典型的な状況をお示ししたもので、事業所の業務形態によっては、対応に苦慮すると思われる様々な状況が想定されるところです。

県内事業所の安全運転管理者様におかれましては、業務形態に応じた実効性のある管理を柔軟に推進いただきますよう、ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。

Q 1 令和 4 年 4 月から順次施行された法規則改正の趣旨を教えてください。

A これまで、安全運転管理者に対しては、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていましたが、運行管理者（緑ナンバーの自動車運送事業者で安全対策の中心的役割を果たす者）と異なり、運転後において酒気帯びの有無を確認することや、その確認内容を記録することは義務付けられていませんでした。

また、確認方法についても具体的な定めがなかったことから、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進など、安全運転管理者業務の内容の充実を図るものです。

Q 2 令和 4 年 4 月から順次施行された法規則改正の内容を教えてください。

A 安全運転管理者の業務として、令和 4 年 4 月 1 日から、

- ・ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することで、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ・ 酒気帯びの有無を記録し、その記録を 1 年間保存すること

等の「酒気帯びの有無の確認」（アルコールチェック）が義務付けられていたところ、適用延期となっていたアルコール検知器による酒気帯び確認等が令和 5 年 12 月 1 日から義務化されました。

改正後の安全運転管理者の業務については以下のとおりです。

- 1 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和 4 年 4 月 1 日施行）
 - (1) 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することで、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
 - (2) (1)の確認の内容を記録し、当該記録を 1 年間保存すること。
- 2 アルコール検知器の使用等（令和 5 年 12 月 1 日施行）

- (1) 1 (1)に加えて、道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器※を用いて確認すること。（※アルコール検知器の性能についてはQ17参照。）
- (2) アルコール検知器を常時有効に保持すること。

Q 3 酒気帯びの有無の確認業務の対象となる事業所を教えてください。

- A 対象となるのは、安全運転管理者の選任義務がある、
- ・ 乗車定員が11人以上の白ナンバー車1台以上
 - ・ その他の白ナンバー車5台以上
- （原動機付自転車を除くバイクは0.5台として計算）
- を使用している事業所です。

しかしながら、例えば、その他の白ナンバー車4台を使用している企業で、安全運転管理者の選任義務がなくとも、事業所における飲酒運転の未然防止の観点から、自主的に酒気帯びの確認業務を行うこともできます。

Q 4 酒気帯びの有無の確認を行わなかったことに対する罰則はありますか？

- A 酒気帯びの有無の確認を含む、安全運転管理業務を行わなかったことに対する罰則は設けられていませんが、法令に定められた義務ですので、必ず履行してください。

なお、安全運転管理者が定められた業務を行っておらず、事業所における安全運転が確保されていないと認められる場合には、新潟県公安委員会による安全運転管理者の解任命令の対象となります。

Q 5 公道のほか、「社有地」や「私有地」を運転する場合も、酒気帯びの有無の確認対象になりますか？

- A 道路交通法上の「道路」を運転する場合は、酒気帯びの有無の確認対象となります。

公道以外の「社有地」や「私有地」については、すぐさま「道路」に該当しないと判断されるものではなく、客観的に不特定多数の歩行者や車が自由に通行することができる場所であれば、道路交通法上の「道路」に該当しますので、酒気帯びの有無の確認が義務付けられることとなります。

Q 6 事業所の全従業員に対して、酒気帯びの有無の確認を行う必要がありますか？また、業務に従業員のマイカーを使用する場合も同様ですか？

- A 酒気帯びの有無の確認対象となるのは、「事業所に使用の権原（所有権や

賃借権等）があり、かつ運行を総括的に支配している自動車」を「事業所の業務において運転する」者です。

したがって、通勤などの業務以外で運転する者については確認不要です。また、業務に従業員のマイカーを使用する場合であっても一時的に使用する場合や、事業所がガソリン代等を負担している程度に過ぎない場合は、酒気帯びの有無の確認は不要となります。

Q 7 安全運転管理者以外の者が酒気帯びの有無の確認をすることは認められていますか？

A 点呼による確認と同様、酒気帯び確認は安全運転管理者が行うことが原則ですが、安全運転管理者が不在である、他の業務により酒気帯び確認を行う時間を十分に確保できないなど、安全運転管理者による酒気帯び確認を適切に行うことができないおそれがある場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者、酒気帯び確認の業務を委託した事業者その他安全運転管理者の業務を補助する者（以下この問において「補助者」といいます。）に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えありません。

ただし、補助者に酒気帯び確認を行わせる場合であっても、安全運転を確保するために必要な対応が確実にとられるようにすることが必要です。

例えば、安全運転管理者があらかじめ補助者とする者を指定し、当該指定した者に対し、酒気帯び確認の方法について指導・教育を行うとともに、補助者が、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、安全運転管理者へ速やかに報告し、必要な対応について安全運転管理者から指示を受け、又は、安全運転管理者が運転者に対して、直接、運転中止等の指示を行うよう措置することが必要です。

Q 8 運転者が運転する度に酒気帯びの有無を確認することが必要ですか？

A 安全運転管理者は、「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」について酒気帯びの有無を確認することとされています。ここでいう「運転」とは、一連の業務としての運転をいいます。

安全運転管理者は、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認することとされていますが、酒気帯び確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び終了後や退勤時に行うことで足ります。

Q 9 「運転者の状態を目視等により確認する」とは、具体的に何を確認すればよろしいですか？

A 目視等で運転者の「顔色」、「臭い」、「声の調子」等を確認してください。
なお、出張等により事業所から遠方の場所で運転を開始・終了する、又は自宅から用務先へ直行直帰する場合など、対面による確認が困難な場合には、対面に準じる適宜の方法で実施してください。

Q10 対面による確認が困難な場合は、具体的にどのような方法で実施すればよろしいですか？

A 対面に準じる適宜の方法で実施してください。
例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させた上で、
・ カメラ、モニター等を活用して、運転者の顔色、声の調子、アルコール検知器による測定結果を確認する
・ 携帯電話、業務無線等を活用して、運転者の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法が考えられます。

Q11 直行直帰の場合にも安全運転管理者が対面で酒気帯びの有無を確認する必要がありますか？

A 酒気帯び確認の方法は対面が原則ですが、直行直帰の場合その他対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる方法で実施することができます。具体的には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、
① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
② 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法等の対面による確認と同視できるような方法が考えられます。

Q12 早朝や深夜に運転を開始・終了する場合も、酒気帯びの有無の確認を行わなければなりませんか？

A 酒気帯びの有無の確認を行う必要があります。
副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する方が、対面により必要事項を確認する、又は対面に準じる適宜の方法で必要事項の報告を受けても構いませんが、後日（刻）に、安全運転管理者がその結果を確認

するようにしてください。

Q13 出張により一時的に他の事業所で社用車を用いることになりますが、出張先の事業所において酒気帯びの有無の確認をしてもらうことはできますか？

A 自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の事業所において運転者が運転を開始し又は終了する場合、他の事業所の安全運転管理者が運転者の状態を目視等で確認した上で、運転者に他の事業所の安全運転管理者が保持するアルコール検知器を使用させて酒気帯び確認をすることも可能です。

ただし、その結果を、他の事業所の安全運転管理者又は他の事業所の安全運転管理者の下で運転者が、運転者が所属する事業所の安全運転管理者に報告してください。

また、酒気帯び確認の結果について報告を受けた、運転者が所属する事業所の安全運転管理者は、運転者が酒気を帯びていることを確認した場合には、自ら又は当該他の事業所の安全運転管理者を介して、運転者に対して運転中止等の指示を行うことが必要です。

Q14 酒気帯びの有無の確認をした場合に、どのような内容を記録すればよいですか？

A 以下の内容を記録し、及びその記録を1年間保存してください。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者の氏名
- (3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- (4) 確認の日時
- (5) 確認の方法（対面でない場合は具体的方法等）
- (6) 運転者の酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

Q15 酒気帯びの有無の確認内容を記録するための様式は定められていますか？また、記録の点検義務はありますか？

A 様式に定めはありませんが、必要事項を網羅するように記録してください。事業所の実情に応じ、既存の点呼記録簿や運転日誌等の様式を変更し

で活用することも可能です。

また、記録の点検義務はありませんが、酒気帯びの有無の確認が安全運転管理者の適正な管理のもとに行われることが重要ですので、適正に作成・保存してください。

【酒気帯びの有無の確認内容を記録するための様式（例）】

酒気帯び確認記録簿		令和	年	月			営業所
	確認日時	運転者	ナンバー	確認方法	酒気の有無	確認者	指示事項
1				対面 ・ 検知器 その他()	有 ・ 無		
				対面 ・ 検知器 その他()	有 ・ 無		
2				対面 ・ 検知器 その他()	有 ・ 無		
				対面 ・ 検知器 その他()	有 ・ 無		

Q16 酒気帯びの有無の確認内容の記録は、パソコン等でデータ管理してもよろしいですか？

A 必要に応じて記録の表示や出力が可能であれば、パソコン等によりデータ管理しても構いませんが、記録は1年間の保存が義務付けられますので、データの消失や上書き等に十分に注意してください。なお、保存媒体は問いません。

Q17 使用すべきアルコール検知器の性能は決まっていますか？

A アルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器であれば足りることとされています。安全運転管理者は、アルコール検知器を常時有効に保持することとされていることからアルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

Q18 「アルコール検知器を常時有効に保持する」とは、具体的にどうすればよろしいですか？

A アルコール検知器が常に正常に作動し、故障がない状態で保管しておくことをいいます。

このため、安全運転管理者は、アルコール検知器の取扱説明書に基づき、適切に使用、管理、保守するとともに、使用期限や使用回数を厳守し、定期的に故障の有無を確認することで、故障していないものを使用すること

が求められます。

また、使用期限が経過する前に、アルコール検知器の更新（買い換え）が必要となります。

Q19 アルコール検知器を使用した酒気帯び確認をすれば、目視等による確認は不要となりますか？

A アルコール検知器を使用した酒気帯び確認を行う場合でも目視等による確認が不要となるわけではありません。

令和5年12月1日からアルコール検知器による酒気帯び確認が義務化されたため、目視等とあわせて酒気帯び確認をお願いします。

Q20 運転者が個人購入したアルコール検知器を安全運転管理者が使用してもよいのでしょうか？

A 酒気帯び確認に使用するアルコール検知器は、基本的には、自動車の使用者が購入すべきものであると考えられます。ただし、各事業所の個別の事情により、個人で購入したアルコール検知器を使用する必要がある場合には、安全運転管理者において、当該アルコール検知器が正常に作動し、故障がない状態であるかどうかの確認を定期的に行うなど、安全運転管理者が「常時有効に保持」するアルコール検知器と同等の管理が行われているものに限り、個人で購入したアルコール検知器を使用することは差し支えありません。

Q21 感染症予防のため、アルコール成分を含む手指消毒剤を使用した場合は、アルコール検査に影響がありますか？

A 影響が出る可能性はあります。
アルコール検査前の、アルコール成分を含む

- ・ 手指消毒剤の使用
- ・ 息清涼製品の使用
- ・ 飲食物の摂取

等は、アルコール反応が出やすいので避けてください。

Q22 点呼による確認を行う事項とは、どのようなことですか？

A 以下の2点について、確認を行う必要があります。

① 自動車点検の有無

「自動車の点検」とは、運転しようとする自動車の運行前に行ういわゆる日常点検をいいます。点検箇所、点検項目等については、交通の

方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）第4章第3節の1に規定された日常点検に係る点検箇所、点検項目等を参考にしてください。

② 正常運転をできないおそれの有無

運転者の顔の表情、全身の様子、言動等から、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認してください。

Q23 運転者が運転する度に点呼による確認及び必要な指示を行う必要がありますか？

A 安全運転管理者は、「運転しようとする運転者」について点呼による確認及び必要な指示を行うこととされていますが、点呼等の実施は、必ずしも個々の運転の直前にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時に行うことで足ります。

Q24 いわゆる緑ナンバー事業者においては、国（国土交通省）の認定を受けた機器を使用した自動点呼が実施されていますが、白ナンバー事業者において同様の機器を使用した点呼（酒気帯び確認を含む。）を行うことは問題ありませんか？運転者が運転する度に点呼による確認及び必要な指示を行う必要がありますか？

A 自動点呼とは、「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号）」に定められた機能の要件を満たすものとして認定を受けた機器を使用して実施される点呼であると承知しています。

この自動点呼には、「業務前自動点呼」と「業務後自動点呼」がありますが、認定を受けた機器を使用して実施される場合、対面による点呼と同視できると考えられることから、白ナンバー事業者において同様の機器を使用した自動点呼を行うことは差し支えないと考えられます。

なお、自動点呼は、認定を受けた機器を使用して正しい方法で実施される必要があることから、当該機器の機能の一部を使用しないような方法で行われるものは点呼とは認められないものと考えられます。